政令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し及び同条第一項中「技術総括審議官」を「技術・国際保健総括審議官」に改め、同条第三項中「技術総括審議官」を「技術・国際保健総括審議官」に改め、「係る技術」の下に「及び国際関係事務（保健に係るものに限る。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百九号

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号及び同年台風第十一号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年九月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百十号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条―第十一条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「厚生年金保険の被保険者（当該厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者（法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいい、当該第一号等厚生年金被保険者」に改める。